

令和 7 年度 権限移譲事務担当者研修会

《テキスト》

令和 7 年 4 月

大阪府総務部市町村局振興課

<目次>

ページ

1 権限移譲の効果・目的		2
2 大阪府における取組		
(1) 「地方分権」・「権限移譲」に係るこれまでの経緯		3
(2) 「大阪発“地方分権改革”ビジョン」について		4
(3) 権限移譲の取組方針		5
(4) 広域連携と権限移譲		6
3 地方自治法に基づく「事務処理特例制度」について		8
4 権限移譲に係る事務手続き		
(1) 「大阪版地方分権推進制度実施要綱」について		10
(2) 移譲事務に係る「個票」の年度更新		11
(3) 新規事務移譲に向けた申出手続き		12
(4) 権限移譲事務交付金に係る手続き		15
(5) 協議手続き		17
5 最後に…		20

1 権限移譲の効果・目的

- 市町村において、住民の知恵や創意工夫を活かしたまちづくりが行えるなど、**住民の自己決定権の実現につながる。**
- 暮らしに身近な行政サービスが、よりきめ細かに提供することができるようになるだけでなく、事務処理手続きも簡素化されるなど、**住民サービスの向上が期待できる。**
- 住民に最も身近な地方公共団体である「市町村」と、広域の地方公共団体である「府」の**それぞれの役割と責任の分担がより明確になる。**

2 大阪府における取組

(1) 「地方分権」・「権限移譲」に係るこれまでの経緯

H9.4 「大阪版地方分権推進制度」創設

- ・市町村の自主的判断と選択による権限移譲

H18.8 パッケージ方式の導入

- ・大阪版地方分権推進制度に基づき、関連性を有している事務をまとめて移譲

H21.3 「大阪発“地方分権改革”ビジョン」

《第1フェーズ》(H22～)

- ・概ね3年間で府内市町村に特例市並みの権限移譲を推進
- ・事務処理特例制度を活用し、法改正に先立ち取組

《第2フェーズ》(H26～)

- ・府でなくては担えない事務を除くすべての事務を市町村に移譲

H21.3 「大阪発“地方分権改革”の推進に向けて」

【大阪府・市町村分権協議会】

- ・当面の取組目標として、府内全市町村に特例市並みの事務権限を移譲

H21.7 「特例市並みの権限移譲に向けた基本的な考え方」

- ・全国をリードする権限移譲を力強く進め、大阪から地方分権改革を強力に推進

H22.3 「特例市並みの権限移譲」の推進

「権限移譲実施計画（案）」(H22～H24)

- ・府が提示した事務数 延べ2,616事務
(1団体当たり26～75事務)
- ・市町村の受入事務数 延べ2,310事務（移譲率約88%）
※R7年4月現在の数値

H25.3 「特例市並みの権限移譲の取組における効果検証及び今後のさらなる権限移譲について」<取りまとめ>

【大阪府・市町村分権協議会（大阪府における今後の権限移譲研究会）】

H26.3 「市町村への権限移譲の推進に向けて」

【大阪府・市町村分権協議会】

- ・「特例市並みの権限移譲」の定着・充実
- ・新たな事務の移譲
- ・市町村の体制整備（広域連携の推進）

H26.5 「今後の権限移譲の基本的な考え方」

- ・市町村の自主的判断と選択による権限移譲

H29.3 「大阪発“地方分権改革”ビジョン」の改訂

- ・これまでの取組の検証と総括
- ・現時点での課題把握
- ・“めざす姿”に向けた新たな工程と今後の方向性である「基礎自治機能の充実」の取りまとめ

2 大阪府における取組

参考資料 1 参照

(2) 「大阪発“地方分権改革”ビジョン」について

大阪発“地方分権改革”ビジョン（市町村へ権限移譲を進める上でベースとなる計画）

理念：自分たちのまちのことは、自分たちで決める（自己決定、自己責任、自己経営）

- 市町村優先（補完性）の原則（基礎自治体⇒広域自治体⇒国）
- 国、広域自治体、基礎自治体の新たな関係作り（対等・協力）
- 分権と集権を一体的に推進
- 自ら考え、実践することで国を動かしていく

行政サービスのうち、地域特性や住民ニーズと合っているかといった観点から主にサービス内容を考え実施していくべきものは、基礎自治体が担うべき。

「第1フェーズ」「第2フェーズ」の2段階で市町村への権限移譲を推進

第1フェーズ（H22～H25）：府内全市町村に特例市並みの権限を移譲

第2フェーズ（H26～）：大阪府でなくては担えない事務を除く全ての権限を移譲

2 大阪府における取組

(3) 権限移譲の取組方針

第1フェーズの取組（特例市並みの権限移譲）

【取組方針】

- 集中取組期間の設定（H22年度～24年度）
- 市町村規模に関わらず一律に移譲提案
⇒ ・市町村が 府から提案された事務について策定した
「権限移譲実施計画(案)」に基づき移譲を実施
・権限移譲推進特別交付金を措置

※特例市：

かつての大都市制度の1つで、H27年に制度廃止。
「人口20万人以上」の要件を満たし、政令による指定を受けた市を指す。
制度廃止時に特例市であった市のうち、中核市等に移行しなかった市は、
「施行時特例市」と呼ばれ、経過措置がとられている。

【効果】

- 地域の実情に即した取組の実現
- 住民に身近な行政サービスの実現

【課題】

- 市町村ごと・事務ごとの移譲率のバラつき
(市町村ごと:64%～100%、事務ごと24%～100%) ※R7現在
 - 市町村の体制構築が困難
 - ・人員配置（特に専門職の配置）が困難
 - ・処理件数が僅少な事務が多く、ノウハウの定着や蓄積が困難
- ⇒ **現行体制でさらなる権限移譲を進めていくことは、一定の限界**

第2フェーズの取組（新たな権限移譲）

○「特例市並みの権限移譲」の充実【最優先】

- ・対象市町村全てに移譲が完了していない事務のうち、未移譲団体が残り少ない事務を中心に、「重点取組事務」を設定（41事務）
- ・各市町村と個別協議により移譲を推進

○新たな事務の移譲《約500条項》

- ・他府県の移譲実績をベースに、市町村規模に応じた移譲を基本とした移譲事務を設定（33事務）
- ・受け入れやすいと思われる事務を、「重点取組事務」に設定（10事務）
- ・新たな設定事務を基に、各市町村が任意で計画を策定（H27～3年間）

○「手挙げ方式」による権限移譲を積極的に検討

- ・市町村からの要請には、個別に対応（これまでの実績：パスポート発給事務）

今後の取組方針

- 住民サービスの維持・充実のためには、市町村への権限移譲を進めていくことは重要。
- 今後も、市町村で処理する方が効果的であり、特に未移譲団体が少ない事務について、市町村の実情を丁寧にヒアリングしながら、権限移譲を推進していく。

2 大阪府における取組

(5) 広域連携と権限移譲

参考資料 2・3 参照

■ 移譲事務の3割が広域連携により実施

⇒ 広域連携が権限移譲の「受け皿」として機能

R7.4.1時点

	府域全体	豊能地域	三島地域	北河内地域	中河内地域	南河内地域	泉州北地域	泉州南地域
提案事務数(A)	2616	330	247	437	138	633	286	545
移譲事務数(B)	2310	317	196	342	124	566	266	499
移譲事務のうち広域連携による事務数(C)	740	199	0	18	3	252	59	209
移譲率(B)/(A)	88.3%	96.1%	79.4%	78.3%	89.9%	89.4%	93.0%	91.6%
広域連携率(C)/(B)	32.0%	62.8%	0%	5.3%	2.4%	44.5%	22.2%	41.9%

《参考》 地方自治法に規定される共同処理体制

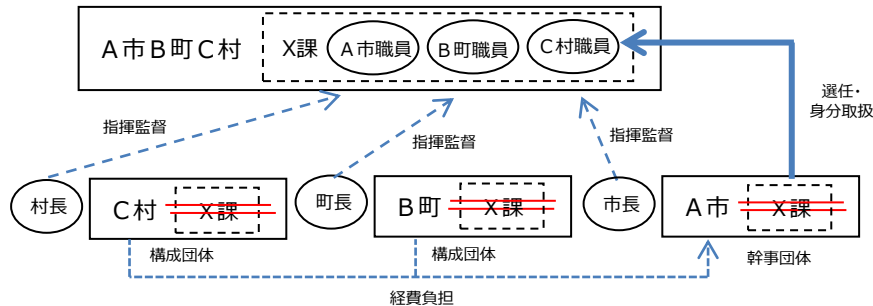
広域連携にかかる共同処理制度として、下の7つの方式が地方自治法に規定されている。

制度の概要			運用状況 (R5.7.1)	
			全国件数	府件数
法人の設立を 要しない 簡便な仕組み	連携協約	地方公共団体が、連携して事務を処理するにあたっての基本的な方針及び役割分担を定めるための制度。	467	2
	協議会	地方公共団体が、共同して管理執行、連絡調整、計画作成を行うための制度。	227	13
	機関等の共同設置	地方公共団体の委員会又は委員、行政機関、長の内部組織等を複数の地方公共団体が共同で設置する制度。	445	38
	事務の委託	地方公共団体の事務の一部の管理・執行を他の地方公共団体に委ねる制度。	6815	178
	事務の代替執行	地方公共団体の事務の一部の管理・執行を、当該地方公共団体の名において、他の地方公共団体に行わせる制度。	3	実績なし
別法人の設立を 要する仕組み	一部事務組合	地方公共団体が、その事務の一部を共同して処理するために設ける特別地方公共団体。	1392	29
	広域連合	地方公共団体が、広域にわたり処理することが適当であると認められる事務を処理するために設ける特別地方公共団体。国又は都道府県から直接に権限や事務の移譲を受けることができる。	117	3

2 大阪府における取組

(5) 広域連携と権限移譲

機関等の共同設置



特徴

- ・専門職員の確保において人材の相互補完が可能。
- ・団体の運営の効率化が図られる。

課題

- ・責任の所在が明確になりにくい。
- ・決裁方法など事務方式を統一しない場合、手続きが煩雑になる。

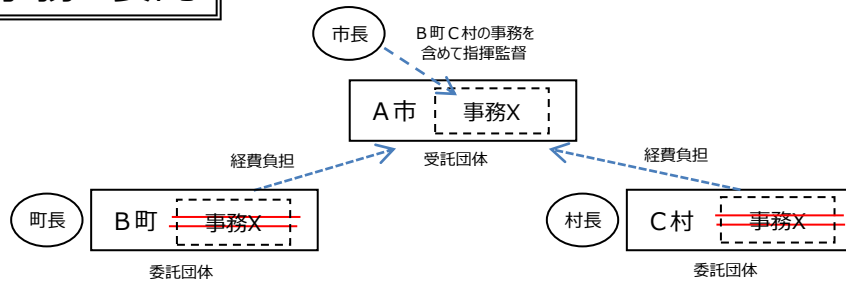
※共同処理センター

⇒構成団体：池田市・箕面市・豊能町・能勢町

連携内容：福祉・まちづくり・公害規則・生活安全・子育て分野における権限移譲事務

※現在は、一部市町の法定事務も処理。

事務の委託



特徴

- ・委託された事務の処理が受託団体に一元化。
(指揮命令権及び責任の所在は受託団体)

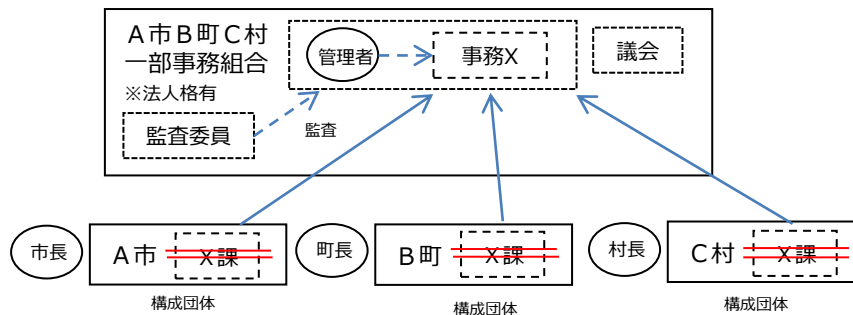
課題

- ・委託した団体は委託した事務の範囲においてその権限を失う。
- ・委託した団体の意見が委託事務の処理に反映されにくい。

※＜受託＞富田林市 ＜委託＞太子町・河南町・千早赤阪村

⇒連携内容：旅券発給事務

一部事務組合



特徴

- ・財産の保有が可能。
- ・議会や管理者、監査委員等の固有の執行機関を持ち、責任の所在が明確。

課題

- ・迅速な意思決定が困難。
- ・構成団体の意見が反映されにくい。

※守口市・門真市消防組合

⇒連携内容：消防事務及び保安関係事務（火薬類・高圧ガス・液化石油ガス）

3 地方自治法に基づく「事務処理特例制度」について

事務処理特例制度（都道府県知事の事務を市町村が行うことができるようにする制度）

- **条例に定めること**で、府から市町村への権限移譲が可能に。
- **事務処理特例条例**（事務の移譲を規定する条例。通称、「特例条例」という）による事務の移譲にあたっては、**事前に知事から市町村長へ協議することが義務付け**られている。

地方自治法 第252条の17の2

- 1 都道府県は、**都道府県知事の権限に属する事務の一部を、条例の定めるところにより、市町村が処理することとすることができる**。この場合においては、当該市町村が処理することとされた事務は、当該市町村の長が管理し及び執行するものとする。
- 2 **前項の条例**（同項の規定により都道府県の規則に基づく事務を市町村が処理することとする場合で、同項の条例の定めるところにより、規則に委任して当該事務の範囲を定めるときは、当該規則を含む。以下本節において同じ。）**を制定し又は改廃する場合においては、都道府県知事は、あらかじめ、その権限に属する事務の一部を処理し又は処理することとなる市町村の長に協議**しなければならない。

（以下 略）

地方教育行政の組織及び運営に関する法律 第55条

- 1 都道府県は、**都道府県委員会の権限に属する事務の一部を、条例の定めるところにより、市町村が処理することとすることができる**。この場合においては、当該市町村が処理することとされた事務は、当該市町村の教育委員会が管理し及び執行するものとする。

（以下 略）

※以下の場合は移譲ができない

- 都道府県知事以外の行政庁（保健所長等）の権限に属するもの
- 条例制定権そのもの
- 法律の規定により都道府県負担が定められているもの、法令又は国庫補助要綱等で都道府県の関与が定められているもの

3 地方自治法に基づく「事務処理特例制度」について

- 府から市町村へ権限移譲した事務を執行するにあたり、当該事務に関連する基準等を規定する条例・規則は、市町村が自ら定めることが原則。

⇒ ○ 府の条例や規則で基準等を規定していても、権限移譲した市町村には基本的に適用されない。

＜例＞ 「大阪府都市計画法施行条例」が定める「開発許可」の基準は、権限移譲した市町村が事務を執行する際には適用されない。

- ただし、「〇〇法『及び基準条例』に基づく事務」と特例条例に明記されている場合は、府で定めた基準等も含めて市町村に適用される。

＜例＞ 「大阪府福祉行政事務に係る事務処理の特例に関する条例」

(市町村が処理する事務の範囲等)

第二条 略

- 2 法、児童福祉法施行規則(昭和二十三年厚生省令第十一号。以下この条において「令」という。)及び大阪府児童福祉施設の設備及び運営に関する基準を定める条例(平成二十四年大阪府条例第百三号)に基づく事務のうち、次に掲げる事務

権限移譲に係る財源措置

- 権限移譲を行う場合には、府は市町村に対し交付金措置を行う必要がある。

⇒ 交付金措置の詳細については、「大阪版地方分権推進制度実施要綱第2の4」に規定

地方財政法 第28条

都道府県がその事務を市町村が行うこととする場合においては、都道府県は、当該市町村に対し、その事務を執行するに要する経費の財源について必要な措置を講じなければならない。

4 権限移譲に係る事務手続き

参考資料 4 参照

(1) 「大阪版地方分権推進制度実施要綱」について

大阪版地方分権推進制度実施要綱

大阪版地方分権推進制度に係る手続や府から市町村への事務移譲に伴う財源措置等について、必要な事項を定めるもの。

…地方自治法第252条の17の2第2項の「事務処理の特例に関する条例を制定・改廃する場合、都道府県知事は、あらかじめ、当該市町村長との協議が必要」とする規定を踏まえ、**府・市町村間の権限移譲に係る意思形成の手続きを規定。**

(同条第3項による市町村長から都道府県知事への「要請」についても同様の規定あり)

定例的に対応が必要な事務

- 個票の年度更新 (P12)
- 新規移譲に向けた申出手続き (P13～15)
- 権限移譲事務交付金に係る手続き (P16～17)

随時、対応が必要な事務

- 法令改正時の協議手続き (P18～20)

4 権限移譲に係る事務手続き

参考資料 5・6 参照

(2) 移譲事務に係る「個票」の年度更新

個票とは

移譲事務の「仕様書」。

・・・府の事業課・事務概要・フロー図・財源措置等が記載されている。

年度更新

府事業課・担当者名、処理件数実績等について、年度当初に更新作業を実施。

【3月頃】

振興課から府事業課へ更新依頼

【5月頃】

振興課においてとりまとめたものを市町村へ通知

〇-〇

1	事務の名称	〇〇の立入検査等
2	担当部・課名等	〇〇部〇〇課 〇〇グループ 担当者:〇〇 (内線)〇〇〇〇
3	事務の概要	〇〇の事業者への立入検査、勧告等を行う
4	法律上の権限	都道府県、政令指定都市、中核市
5	移譲対象市町村	施行時特例市、一般市、町村
6	移譲済み市町村	〇〇市、◎◎町
7	根拠法令等	〇〇法、同法施行令
8	事務処理特例条例名	大阪府〇〇条例
	事務執行に係る基準条例の有・無	☐ 有 ・ ☒ 無 ☐ 府基準による事務執行 ・ ☐ 市町村基準による事務執行（市町村で制定） ☐ 府との協議により市町村基準を制定可
9	手数料の有無	有
10	専門職の必要性	要 法的に配置。〇〇学を修めた者からの任命が望ましい。
11	特例条例による移譲条項	(1)10条①（業者からの報告の徴収） (2)11条①（立入検査）
	上記事務と一体的に移譲される条項	(1)40条（大臣への報告）
12	移譲後の事務の流れ（フロー図）	①報告徴収（10条①） 事業者 ← 1報告提出指示 → 市町村 → 3報告 → 大臣 2報告提出 ← ②立入検査（11条①） 事業者 ← 1立入検査 → 市町村 → 2報告 → 大臣
13	移譲にかかる課題・対応策等	移譲を受けた市町村で手数料条例の制定が必要
14	移譲メリット	住民の安全・安心な生活を確保するという観点から、住民に最も身近な立場にある市町村に事務を移譲し、行政の機動性の向上が期待できる。
15	年間の事務処理件数実績（府全体）	①報告徴収：25年度：〇件、26年度：〇件、27年度：〇件 ②立入検査：実績なし
16	1件あたりの処理時間	①報告徴収：3.0時間（現地調査等1時間） ②立入検査：実績なし ※②については、事例が発生した時点で、別途協議のうえ決定
17	必要な事務費	① 事務費：240円 ・調査票印刷 件数×10円/枚 ・電話代 件数×30円 ・現地調査旅費 件数×200円（実績平均） ②については、事例が発生した時点で、別途協議のうえ決定
18	必要な初期経費	法令集 〇〇円
19	必要な人的支援 ⇒移譲前 ⇒移譲後 ⇒その他	・業務引継ぎの説明 【時期】移譲の●か月前 【期間】1日（2時間程度） ・相談対応 移譲後、事務処理に疑義等が生じた場合に市町村からの相談に応じ、適切な助言やサポート等を行うことにより、市町村において円滑な事務処理ができるよう支援 【時期】年間を通じて随時 【期間】疑義や問題があることに対応
20	マニュアルの有無	有 事務処理等マニュアル
21	連絡会議等の有無	無

4 権限移譲に係る事務手続き

(3) 新規事務移譲に向けた申出手続き

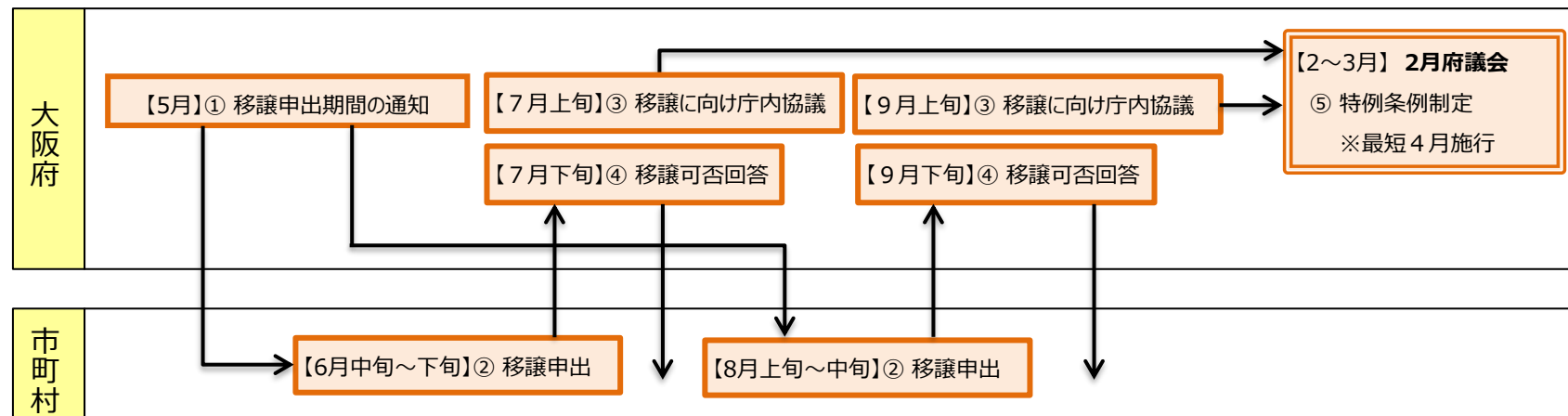
■市町村が新たに権限の移譲を希望する場合、府に対して「申出」を行う。（要綱第2の1）

基本的な手続きの流れ

- ① 振興課より市町村分権担当課へ当該年度の申出期間（例年6月・8月の2回）を通知
- ② 市町村分権担当課は、**移譲を希望する年度の前年度**の移譲申出期間内に移譲を希望する事務を申出
※ 次頁の「市町村議会で審議が必要な場合」に該当しなければ、**当該年度6月・8月のどちらの申出期間でも可**
- ③ 振興課・府事業課間で移譲について協議
- ④ 振興課は市町村分権担当課へ移譲の可否を回答
- ⑤ 府は移譲開始時期の直前の府議会にて事務処理特例条例を制定・改廃

<例> **翌年度4月からの移譲：当該年度2月府議会** / **翌年度12月からの移譲：翌年度の9月府議会**

【翌年度の前半に移譲を開始する場合】



4 権限移譲に係る事務手続き

(3) 新規事務移譲に向けた申出手続き

- 市町村にて基準条例、手数料条例又は広域連携規約の制定を行う場合は、市町村議会において審議が必要となる。この場合、**市町村議会に先立って府議会の承認を得る**必要がある。

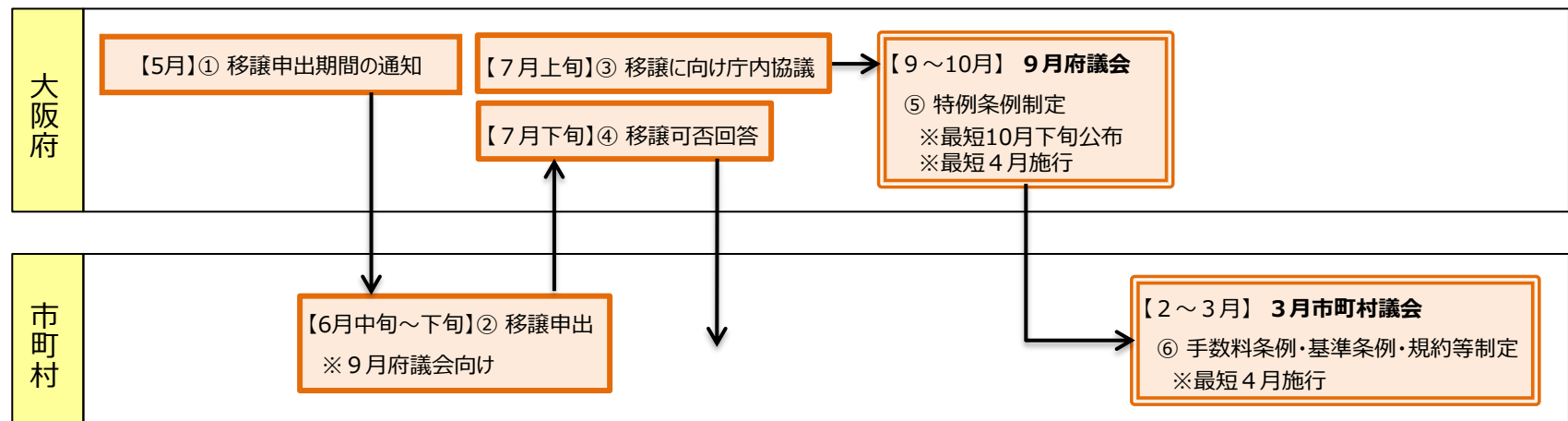
市町村議会で審議が必要な場合の手続きの流れ

- ① 振興課より市町村分権担当課へ当該年度の申出期間（例年 6 月・8 月の 2 回）を通知
- ② **翌年度の前半に移譲を希望する場合、市町村分権担当課は当該年度 6 月申出期間内に**移譲を希望する事務を申出
- ③ 振興課・府事業課間で移譲について協議
- ④ 振興課は市町村分権担当課へ移譲の可否を回答
- ⑤ 府は、市町村議会の前の府議会にて事務処理特例条例を制定・改廃
- ⑥ 市町村は、移譲開始時期の直前の市町村議会にて基準条例等を制定

<例> **翌年度 4 月からの移譲：当該年度 9 月府議会 ⇒ 当該年度 3 月市町村議会** /

翌年度 7 月からの移譲：当該年度 2 月府議会 ⇒ 翌年度 6 月市町村議会

【翌年度の前半に移譲を開始する場合】



4 権限移譲に係る事務手続き

(3) 新規事務移譲に向けた申出手続き

議会の流れ

		9～12月		2～3月	4月～
市町村議会で 審議が不要な場合	大阪府		事務処理特例条例制定		
	市町村				移譲開始 →
市町村議会で審議が必要な場合	基準条例 手数料条例	大阪府	事務処理特例条例制定		
		市町村		手数料条例等制定	移譲開始 →
	連携規約	大阪府	事務処理特例条例制定		
		幹事団体		規約制定 → 規約告示	移譲開始 →
		構成団体		規約制定 → 規約告示	事務の委託
				知事への届出	

※ 規約案を各市町村議会へ上程する場合、上程の1か月以上前に大阪府市町村局行政課行政Gと事前調整を行う。

※ 市町村において基準条例・手数料条例・規約等の制定・改正等が必要となる場合は、市町村議会への上程時期について、府と事前に調整を行う必要有。

4 権限移譲に係る事務手続き

(4) 権限移譲事務交付金に係る手続き

権限移譲事務交付金：権限移譲に係る財源措置（要綱第2の4）

経常的経費に係る交付金

① 人件費

(例) 書類受理0.2時間、審査・起案0.4時間、決裁0.4時間

各市町村の人件費単価 × 1件あたりの所要時間(※) × 処理件数 + 固定経費（各市町村の人件費単価 × 1事務あたり6時間）

固定経費・・・事務処理が発生する・しないに関わらず生じる基礎的な体制確保へ配慮したもの

② 事務費

(例) 電話代30円、様式印刷費10円、現地調査旅費200円

権限移譲に必須の専用機器に係るリース代など

1件あたりの必要事務費(※) × 交付年度中の処理件数 + 処理件数に関わらず交付する額(※)

※①の「所要時間」、②の「必要事務費」及び「処理件数に関わらず交付する額」は、移譲事務に係る「個票」において事務ごとに設定

初期的経費に係る交付金

移譲事務の執行に関する準備に経費が生じる場合は、**移譲初年度に限り交付**。

<例> 書類保管用ロッカー(※)、書類保管用ドッチファイル(※)、許認可関係書類用の受付印、許可印、法令集等

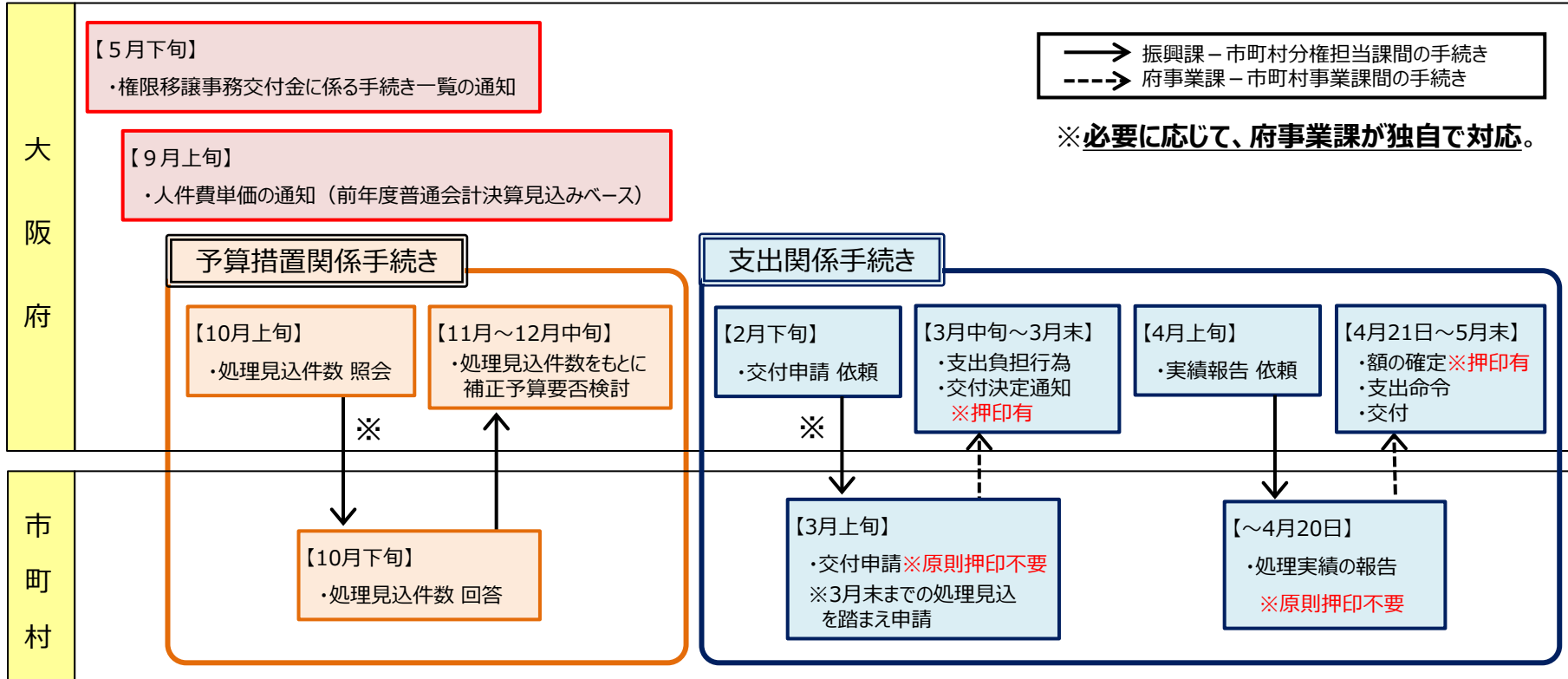
※書類保管用ロッカー及びドッチファイルは、決裁書類を保存年限（5年間と想定）まで保管できる分量を措置

4 権限移譲に係る事務手続き

参考資料 7 参照

(4) 権限移譲事務交付金に係る手続き

手続きの流れ



注意事項

※下記は非常に重要な内容になりますので、ご確認よろしく申し上げます。

- 交付金の申請にあたっては、**当該年度**の人件費単価を使用してください。⇒ 人件費単価は毎年度変更されるので、ご注意ください。
- 移譲事務の処理実績がない場合も、忘れずに交付申請をしてください。**⇒ 処理件数が0件でも、固定経費等が支払われます。
- 万一、実績が交付申請・交付決定額を上回ったとしても、財務会計制度上、**交付決定額を上回る経常交付金の支出はできません。**
- 支出関係手続きの「交付申請」と「処理実績の報告」については、原則**押印不要**とし、府担当課に直接メールにて提出してください。
- 個票で所要時間等を設定していない（「事務発生時に協議」とある）事務が発生した場合は、速やかに担当課までお知らせください。**

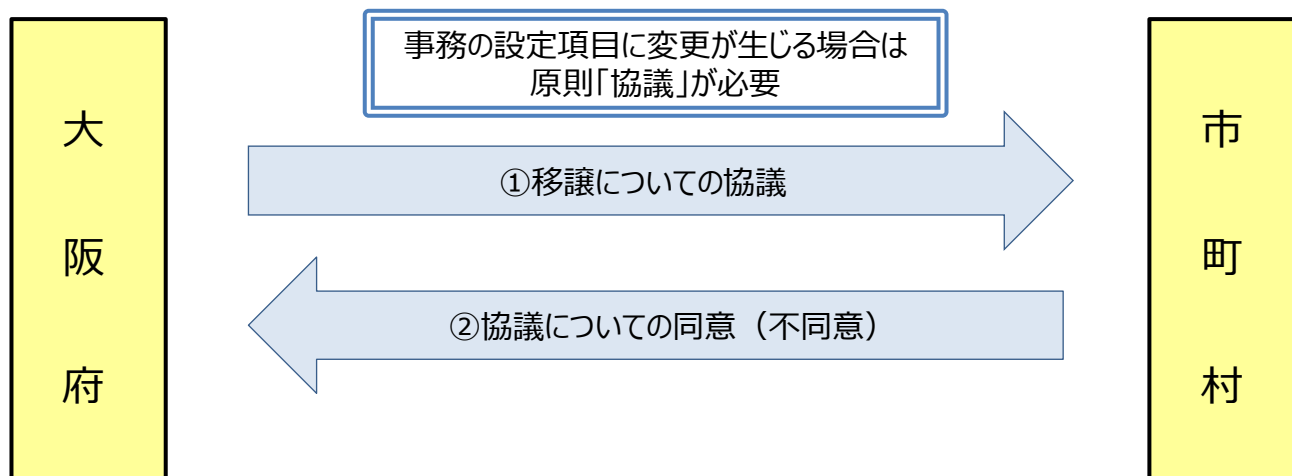
4 権限移譲に係る事務手続き

(5) 協議手続き

- 法令改正等に伴い、特例条例の制定・改廃が必要となる場合は、都度、市町村への協議が必要（要綱第2の2）

協議を必要とする場合

- ア 法令の制定又は改正により、府の事務について、市町村の事務と一体的に、又は一連のものとして行うことが必要となる場合
- イ 法令の制定又は改正により、**既に移譲されている事務について、その種類や範囲に変更（軽微な変更を除く）が生じる場合**
- ⇒ ・ 新たな権限の追加移譲、事務処理時間の変更など移譲済みの市町村に影響が生じる場合
- ・ 移譲事務の内容変更を契機に、引き続き移譲を受けることについて市町村の意思確認が生じる場合 等
- ※例外として、軽微な変更（条項のずれ等）については通知をもって協議とみなす場合あり
- ウ その他市町村長からの申出による事務手続により難しい場合



4 権限移譲に係る事務手続き

(5) 協議手続き (事前協議)

- 正式協議に先立ち、早い段階で、**府事業担当課から市町村事業担当課へ事前協議（情報提供）を実施**

⇒ 府及び市町村の事業担当課間で、**事務内容等の確認・合意形成**を行っていただきます。

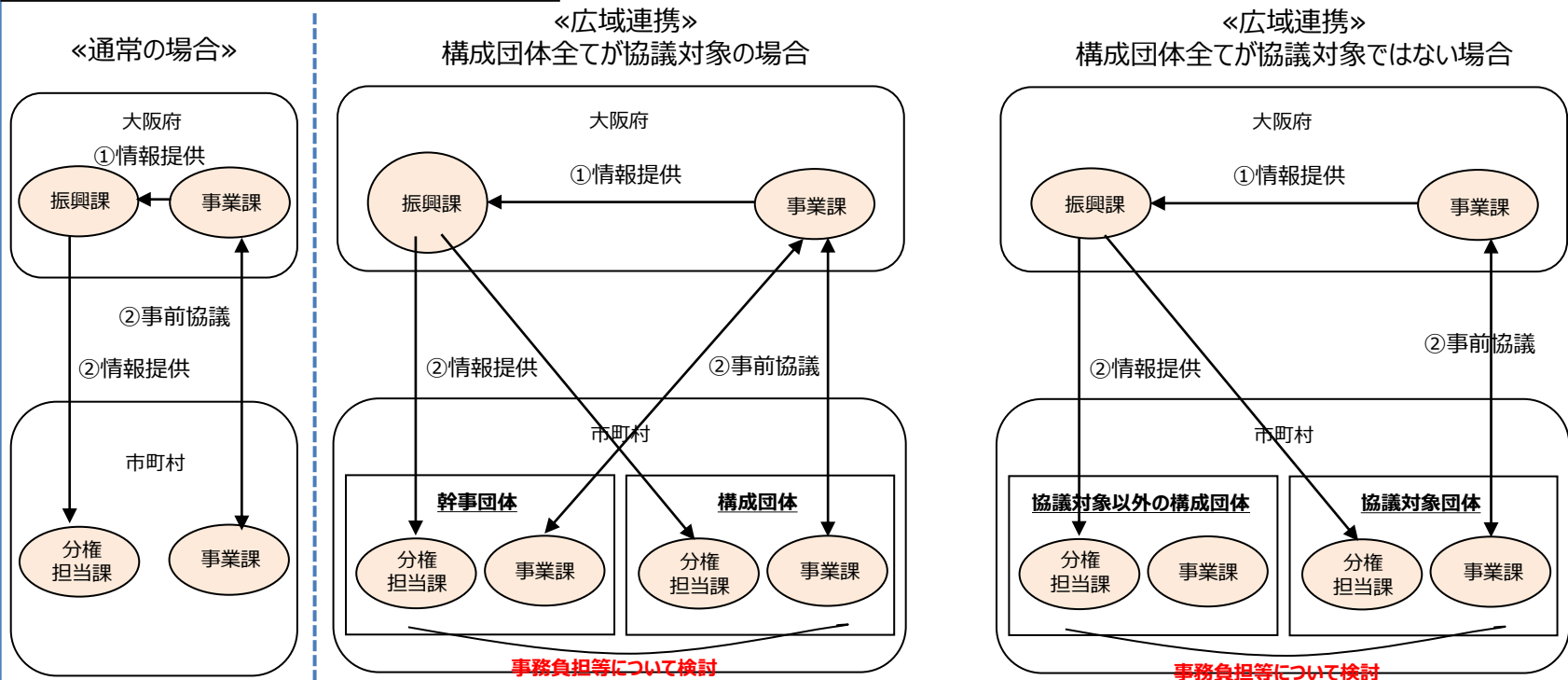
- 移譲事務を**広域連携で処理している場合は、全構成団体への事前協議（情報提供）を実施**します。

⇒ただし、構成団体全てが移譲対象ではない場合（※）は、協議対象団体の事業担当課のみに対し、事前協議を実施。

※市・町・村で連携し事務を処理しているが、協議の必要な事務が「市」までの法定権限で、「町村」のみが協議対象の場合 等

※連携団体間で、規約等の調整が必要な場合があるため、振興課から全構成団体の分権担当課に情報提供を実施します。

事前協議（事務内容の確認）



4 権限移譲に係る事務手続き

(5) 協議手続き (正式協議)

事前協議終了後、振興課から市町村分権担当課に対し「**正式協議**」を実施。

※条ずれ等、軽微な変更については、通知をもって対応する場合あり。(前述)

- 地方自治法・要綱の規定に基づく正式な「協議」(P9,18参照)
⇒府から協議文を発出(要綱様式第3号)
- 同意後、大阪府議会にて特例条例の改正を実施。

様式第3号

様式第3号(第2の2(2)関係)

事務移譲協議書

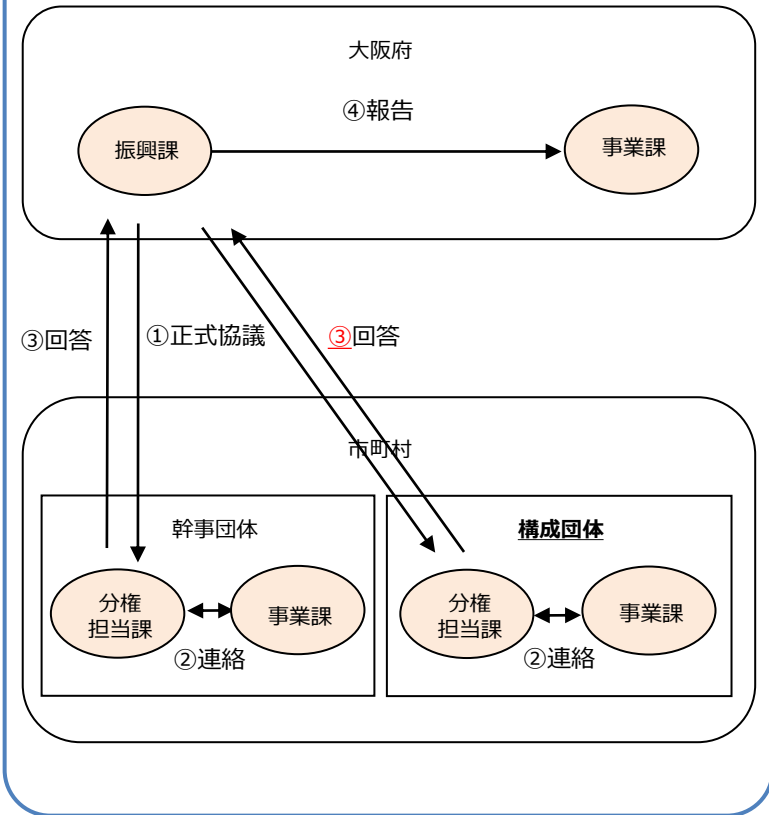
市第 号
年 月 日

〇〇市(町・村)長 様

大阪府知事

大阪版地方分権推進制度実施要綱第2の2(2)の規定により、別紙のとおり協議します。

正式協議



5 最後に…

令和 7 年度 大阪府 振興課 振興グループ
権限移譲事務担当

高野、福田、玉木、柴田
(直通 : 06-6944-9110)

何かご不明な点がございましたら、お気軽にご相談ください！